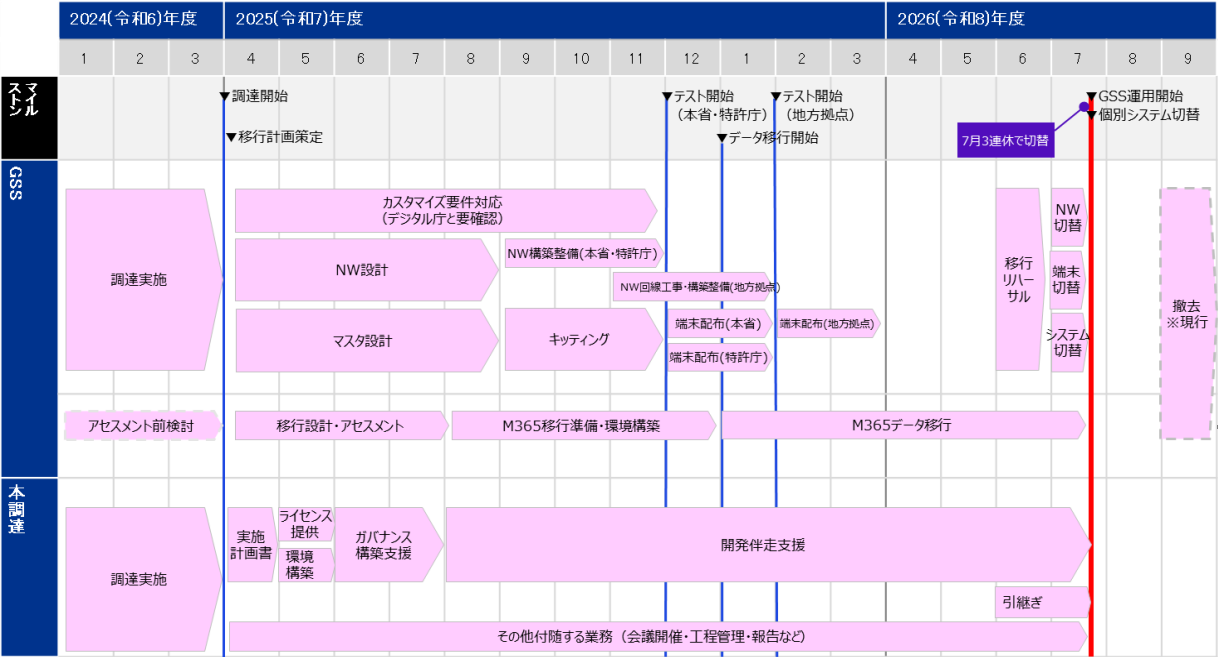


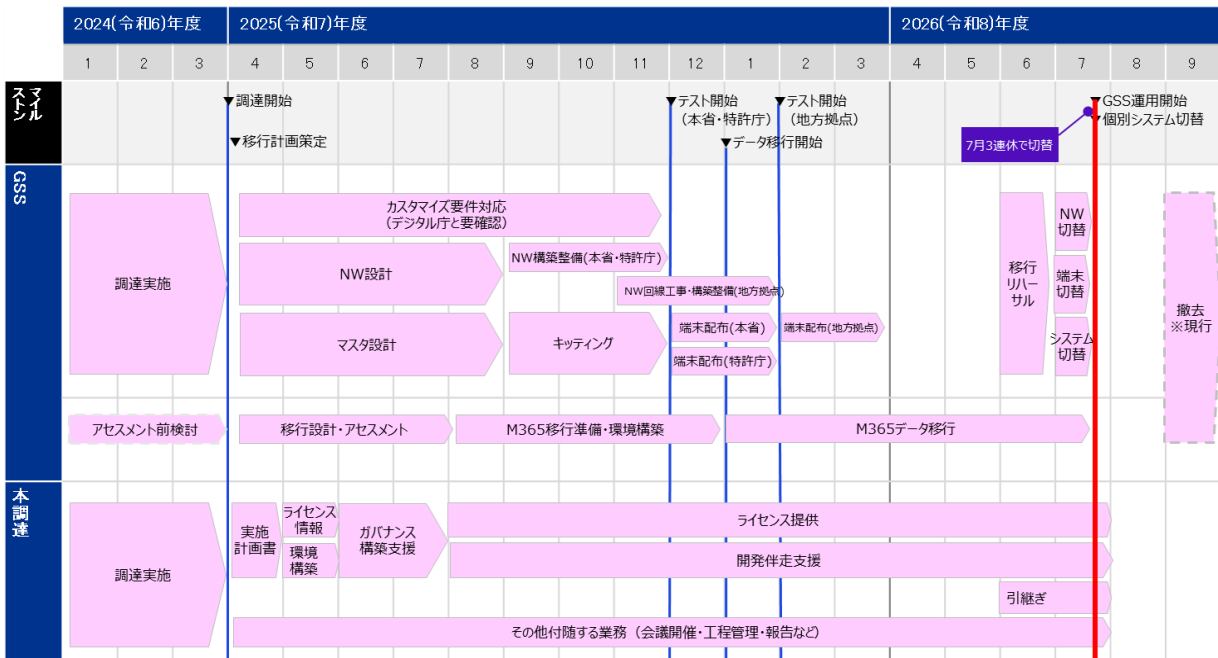
項番	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回 答
1	調達仕様書 P6	1	調達達案件の概要 (4) 調達案件の一覧 表2 関連する調達案件一覧	4	No.4の調達方式に記載の「随意契約」はどの契約に関連する調達でしょうか。	調達計画の関連性確認のため	No.4については、現行基盤情報システムからGSS等への移行に伴い、現行基盤情報システムの事業者が行う作業に関する調達となります。本調達との直接的な関連性は少ないものの本件はGSS移行に伴う調達としてまとめて記載しています。
2	調達仕様書 P7	1	調達案件の概要 ア ライセンス提供	4	ア ライセンス提供は本調達から分けた調達にできないでしょうか。	ライセンスを提供する一次販社が価格面で有利となり、ウ、エを提供するベンダーにとっては価格面で公平性が保てないと思われるため	本調達は、総合評価方式を採用しており、技術点と価格点の両面から評価することで公平性を担保しているため、意見は採用しない。
3	調達仕様書 P7	1	調達案件の概要 ア ライセンス提供	4	ア ライセンス提供が本調達に含まれる場合、総合評価の基準（価格に対する評価）は、構築ベンダーにとって不利とならないような評価基準の採用検討をお願いします。	公平性の担保のため。	本調達は、総合評価方式を採用しており、技術点と価格点の両面から評価することで公平性を担保しているため、意見は採用しない。
4	調達仕様書 P8	20	2 業務の実施内容 (2) ライセンス提供	3	本調達でのライセンスの扱いについて、提供期間を明記頂きたい。 例：「本調達でのライセンス提供は令和8年7月までとし、令和8年8月以降は、別途調達予定の運用・保守業務事業者へ移管すること」	見積を行う上で必須となる情報です。	御意見を踏まえ、仕様書2の冒頭の記載を以下のよういたします。 <当初> 業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定、最終改定令和6年5月31 日。以下、「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。 また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」を参考とすること。 なお、標準ガイドライン群が改定された場合には、最新のものを参照することとし、その内容に従うこと。 【参考】デジタル庁Web サイト https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/ <変更後> 業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定、最終改定令和6年5月31 日。以下、「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。 また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」を参考とすること。 なお、標準ガイドライン群が改定された場合には、最新のものを参照することとし、その内容に従うこと。 本業務実施にあたり、構築する環境（SaaS等サービス、その他ソフトウェア、ハードウェア）については令和8年7月までを本調達の範囲とする。 【参考】デジタル庁Web サイト https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/
5	調達仕様書 P8、9	1	調達案件の概要 ア ライセンス提供	4	本調達のライセンス提供の期間をご教示ください。	見積金額に影響するため	御意見を踏まえ、仕様書の記載を見直します。 <当初> 仕様書1（8）図2 詳細は「別紙 仕様書1（8）」ののとおり 仕様書2（9）表4No.3 詳細は「別紙 仕様書2（9）」ののとおり <変更後> 仕様書1（8）図2 詳細は「別紙 仕様書1（8）」ののとおり 仕様書2（9）表4No.3 詳細は「別紙 仕様書2（9）」ののとおり
6	調達仕様書 P9	16	2 業務の実施内容 (2) ライセンス提供 コ ライセンス数	4	アプリケーション数、アプリケーション（データ含む）の総容量のご想定があれば明記頂きたい。	見積を行う上で必須となる情報です。	御意見を踏まえ、仕様書2（2）コの記載を以下のよういたします。 <当初> コ ライセンス数 5,000ライセンス ・クライアント証明書～（略） <変更後> コ ライセンス数 5,000ライセンス ・アプリケーション数は、1,000以上利用可能とすること。 ・クライアント証明書～（略）
7	調達仕様書 P9	23	2 業務の実施内容 (3) 環境構築	3	本調達での環境の扱いについて、提供期間を明記頂きたい。 例：「本業務での環境の提供は令和8年7月までとし、令和8年8月以降は、別途調達予定の運用・保守業務事業者へ移管すること」	見積を行う上で必須となる情報です。	御意見を踏まえ、仕様書2の冒頭の記載を以下のよういたします。 <当初> 業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定、最終改定令和6年5月31 日。以下、「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。 また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」を参考とすること。 なお、標準ガイドライン群が改定された場合には、最新のものを参照することとし、その内容に従うこと。 【参考】デジタル庁Web サイト https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/ <変更後> 業務の遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（デジタル社会推進会議幹事会決定、最終改定令和6年5月31 日。以下、「標準ガイドライン」という。）に基づき、作業を行うこと。 また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」及び「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」を参考とすること。 なお、標準ガイドライン群が改定された場合には、最新のものを参照することとし、その内容に従うこと。 本業務実施にあたり、構築する環境（SaaS等サービス、その他ソフトウェア、ハードウェア）については令和8年7月までを本調達の範囲とする。 【参考】デジタル庁Web サイト https://www.digital.go.jp/resources/standard_guidelines/

項番	頁番号	行番号	項目	種類	意 見	理 由	回答
8	調達仕様書 P9	23	2 業務の実施内容 (3) 環境構築	4	「GSS 端末から利用できるようにすること」との記載ですが、環境構築時（令和7年5月～）に接続試験が発生することが想定されます。その場合における試験環境について明示頂きたい。 ※GSS端末配備前のため。	見積を行う上で必須となる情報です。	仕様書1（3）に記載のとおり、当初は現行の基盤情報システムの端末から利用します。また、試験環境等別の形の環境を意図的に設けることは想定していません。 GSS端末での利用は令和8年1月以降に先行環境を利用できるようにする想定ですが、実運用開始は令和8年7月のGSS切替以降となります。
9	調達仕様書 P9	23	2 業務の実施内容 (3) 環境構築	4	「GSS 端末から利用できるようにすること」との記載ですが、切替タイミング（令和8年7月）におけるGSS端末における接続設定作業については本調達範囲外という認識で問題ないでしょうか。	見積を行う上で必須となる情報です。	仕様書1（3）に記載のとおり、令和8年7月のGSS切替以降はGSS端末から使えるようにする必要があります。したがって、本調達事業者側の設定変更作業があれば、本調達の範囲内となります。
10	調達仕様書 P10	4	2 業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	スケジュールにて、令和7年8月から開発伴走支援が開始される想定ですが、その場合における開発環境について明示頂きたい。 ※GSS端末配備前のため。	見積を行う上で必須となる情報です。	仕様書1（3）に記載のとおり、当初は現行の基盤情報システムの端末から利用します。
11	調達仕様書 P10	4	2 業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	本調達で用意する予約システムを構築する環境は受託者にて用意するものとの理解でよろしいでしょうか？ その場合の要件（接続要件、SaaS、PaaS、IaaS、オンプレミス等）について明示頂きたい。	見積を行う上で必須となる情報です。	予約システムは受注者にて御用意ください。 予約システムをどのように用意するかについては各種規程を遵守の上、受注者にて御提案ください。
12	調達仕様書 P10	4	2 業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	本調達で用意する予約システムについて、引継ぎ対象としての取扱いが不明です。本報についても運用・保守業務事業者への引継ぎ対象範囲となるか明示頂きたい。	見積を行う上で必須となる情報です。	予約システムは、引継ぎを行いません。
13	調達仕様書 P9	2	業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	開発伴走支援の予約枠は1時間/回、月24枠は確保すると思いますが、これを超過した場合又は未満となった場合はどのようになりますでしょうか。	見積金額に影響するため	本要件は、最低限の条件を提示しており、その要件以上でより良い提案をお願いします。
14	調達仕様書 P10	7	2 業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	「予約枠は1 時間/回、月24 枠は確保すること。」とありますが、1回の参加上限人数の想定を明記頂きたい。	見積を行う上で必須となる情報です。	参加上限はありません。仕様書の要件内においてより良い提案をお願いします。
15	調達仕様書 P10	-	2 業務の実施内容 (5) 開発伴走支援	4	開発伴走支援について、実施場所、方法（オンライン、集合形式、個別対面など）について明記頂きたい。	見積を行う上で必須となる情報です。	オンラインを想定しているが、より良い提案をお願いします。
16	調達仕様書 P10	2	業務の実施内容 (6) 会議開催・工程管理・報告など	4	デジタルガバメント標準ガイドライン解説書_第7章頁1に「PJMOは、要件定義書に基づき、次のとおり設計・開発を進めるものとする」と記載がありますが、調達前に要件定義書を応札前に閲覧可能でしょうか。	設計・開発実施要領に基づき報告することとの記載があり、応札判断、見積に影響するため。	本調達については、仕様書中において、デジタルガバメント標準ガイドライン解説書_第7章頁1の「要件定義」を記載しています。
17	調達仕様書 P10	4	業務の実施内容 (8) 引継ぎ	4	引継ぎに必要なドキュメントとはどのようなドキュメントを想定していますでしょうか。	見積積金額に影響するため	仕様書2（8）に記載する事項の他、2（9）表4 成果物一覧に記載の「ライセンス情報」、「設定値一覧」、「ガバナンスガイドライン」等本調達において作成する成果物を想定しているが、その他必要なものがあれば御提案ください。
18	調達仕様書 P11	2	業務の実施内容 ア 成果物	4	アの表4 成果物一覧の指定フォーマットがある場合は提示ください。 また、情報資産管理標準シートを提示ください。	見積金額に影響するため 成果物レベルの確認のため	情報資産管理標準シートについては、契約締結後、当省からの提出依頼を行う際に提示させていただきます。 その他については、特に指定するものではありませんが、記載すべき情報は「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等関連規程に掲載されていますので、御確認ください。
19	調達仕様書 P14	3	作業の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件 ウ その他	2	ウの（イ）受託者は今回提案するノーコードツールのオフィシャルパートナーの認定などを受けていること。に加えて、「コンサル、プロダクトの認定を受けていること。」を追加できないでしょうか。	実績があるベンダーであることの信頼性。	御意見は、応札事業者が狭まることになる可能性があるため、仕様書の修正は行わない。
20	調達仕様書 P14	3	作業の実施体制・方法 (2) 作業要員に求める資格等の要件 表6資格・ITスキル標準	1	ITSSのレベル及び職種の開発伴走支援「システムデザインエキスパート」、「アプリデザインスペシャリスト」は該当しますでしょうか。または追加をお願いします。	仕様からは本スキルレベルでも対応可能と考えます。	システムデザインエキスパートは記載の誤りであったため、削除します。
21	調達仕様書 P17	4	作業の実施にあたっての遵守事項 (1) 機密保持、資料の取扱い イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。	4	イの（フ）に記載の当事者が指定するサービスとはどのようなサービスでしょうか。	仕様確認のため	入札公告時における資料閲覧にて提示します。
22	調達仕様書 P19	4	作業の実施に当たっての遵守事項 (6) その他文書、標準への準拠 ア プロジェクト標準	4	担当職員が定める計画書及び実施要領は、 3 作業の実施体制・方法 (4) プロジェクト計画に関する事項（P.14） (5) プロジェクトの管理に関する要領（P.15） と同じでしょうか。	仕様確認のため	仕様書3で記載しているものは本調達の範囲で受注者が作成するもので、仕様書4（6）に記載する計画書等とは異なるものとなります。
23	調達仕様書 P19	4	作業の実施に当たっての遵守事項 (6) その他文書、標準への準拠 ア プロジェクト標準	4	コーディング規約に準拠して作業を行うこと、とありますがコーディング規約を事前に閲覧可能でしょうか。	仕様確認のため	記載誤りであったため、仕様書4（6）イを削除し、ウ以降の項番を繰り上げることとします。
24	調達仕様書 P20	4	作業の実施に当たっての遵守事項 (8) 情報システム監査	4	別記「情報セキュリティに関する事項」を参照すること、とありますが、本調達の監査対象を教えてください。ノーコードツールの環境は対象外でしょうか。プロジェクト時のベンダーの環境でしょうか。	監査対象範囲の確認のため	ノーコードツールの環境を含め監査の対象になります。監査の内容は、監査実施時の相談になります。
25	-	-	-	-	画面数とアプリ総ステップ数を教えてください。	見積積金額に影響するため	御意見を踏まえ、仕様書2（2）コに記載を以下のようにいたします。 <当初> コ ライセンス数 5,000ライセンス ・クライアント証明書～（略） <変更後> コ ライセンス数 5,000ライセンス ・アプリケーション数は、1,000以上利用可能とすること。 ・クライアント証明書～（略）
26	-	-	-	-	本調達の契約形態は請負契約と準委任契約のどちらでしょうか。また、開発伴走支援は、準委任契約とすることは可能でしょうか。	見積積金額に影響するため	本調達は、請負契約となります。
27	-	-	-	-	調達スコープの範囲は開発伴走のみではなく、プロジェクトのPJMO的役割を含んでいますでしょうか。	見積積金額に影響するため	本調達におけるプロジェクト管理も本調達の範囲内となります。

<当初>



<修正後>



<当初>

No.	成果物名	仕様書 記載箇所	提出期限
1	業務実施計画書	2. (1)	契約締結後 20 営業日 以内
2	業務実施要領	2. (1)	同上
3	ライセンス及びライセンス情報	2. (2)	令和7年5月頃 ★
4	設定一覧	2. (3)	令和7年5月頃 ★
5	ガバナンスガイドライン	2. (4)	令和7年7月頃 ★
6	会議議事録	2. (6)	会議終了後5営業日以内 ※契約終了直前の場合 は契約期間内に提出す ること。
7	情報資産管理標準シート	2. (7)	契約金額内訳に関して は契約締結後速やか その他は当省からの提 出依頼後速やかに提出 すること。
8	引継ぎ資料	2. (8)	令和8年7月31日

<修正後>

No.	成果物名	仕様書 記載箇所	提出期限
1	業務実施計画書	2. (1)	契約締結後 20 営業日 以内
2	業務実施要領	2. (1)	同上
3	ライセンス情報 ライセンスの提供	2. (2)	令和7年5月頃 ★ 令和7年8月1日
4	設定一覧	2. (3)	令和7年5月頃 ★
5	ガバナンスガイドライン	2. (4)	令和7年7月頃 ★
6	会議議事録	2. (6)	会議終了後5営業日以内 ※契約終了直前の場合 は契約期間内に提出す ること。
7	情報資産管理標準シート	2. (7)	契約金額内訳に関して は契約締結後速やか その他は当省からの提 出依頼後速やかに提出 すること。
8	引継ぎ資料	2. (8)	令和8年7月31日